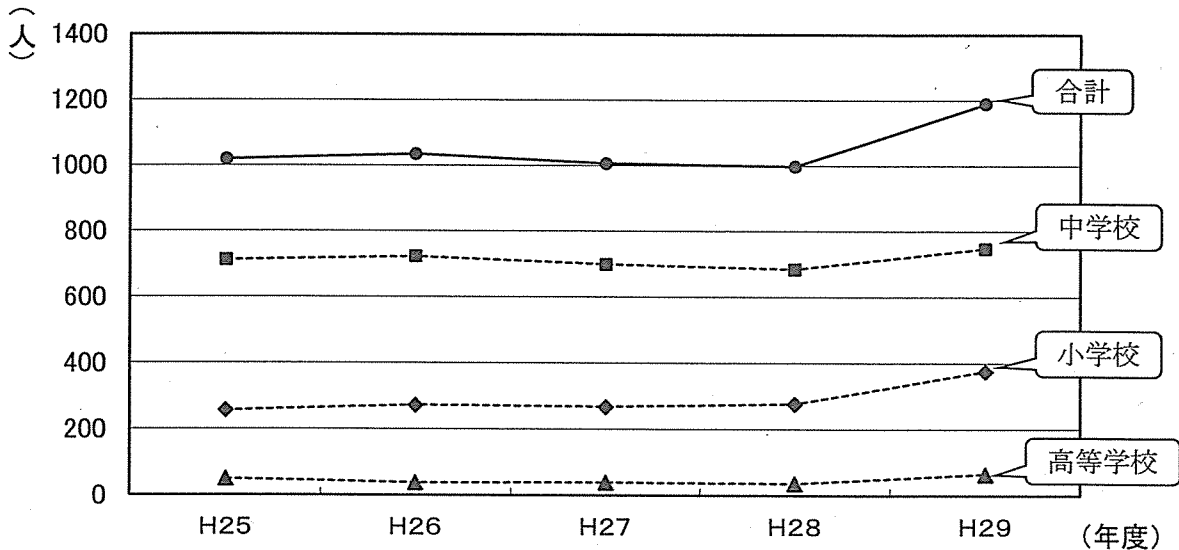


平成29年度における不登校・いじめ・暴力行為の状況について(報告)

1 不登校の状況

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)をいう。
なお、不登校児童生徒数は「不登校」を理由として、30日以上欠席した者の数である。

不登校児童生徒数の推移



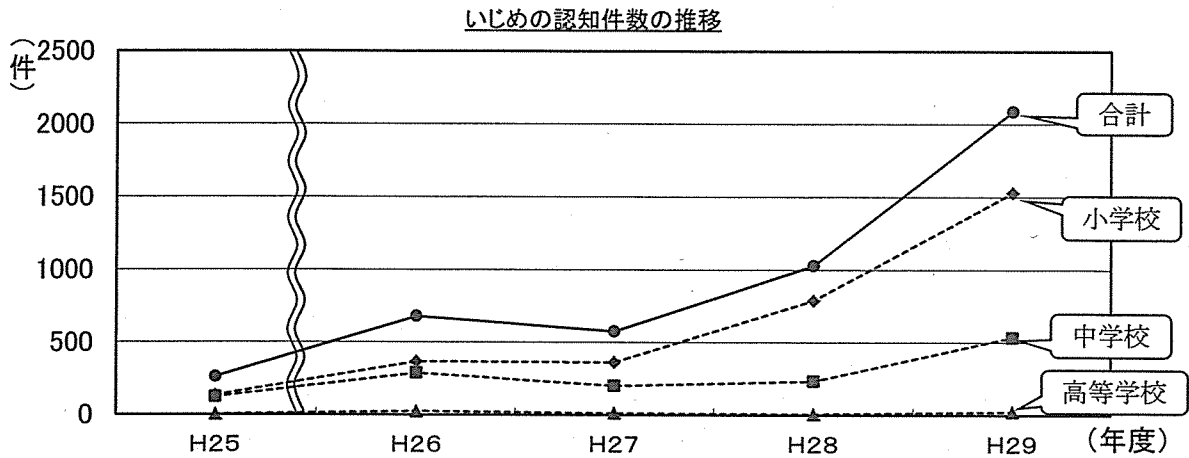
区分		H25	H26	H27	H28	H29
小学校	人数	257人	273人	268人	277人	376人
	割合	0.39%	0.42%	0.41%	0.42%	0.57%
中学校	人数	712人	723人	699人	685人	748人
	割合	2.44%	2.48%	2.39%	2.35%	2.59%
高等学校	人数	50人	38人	39人	36人	65人
	割合	0.84%	0.64%	0.66%	0.61%	1.11%
合計	人数	1,019人	1,034人	1,006人	998人	1,189人

平成29年度の不登校児童生徒数は、小学校376人、中学校748人、高等学校65人、合計1,189人であり、平成28年度と比較して全体で191人増加している。

全児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合は、平成29年度は前年度に比べ、小学校で0.15ポイント、中学校では0.24ポイント、高等学校では0.50ポイント上がっている。

2 いじめの状況

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人的関係にある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為を受けたことにより、心身の苦痛を感じているものをいう。



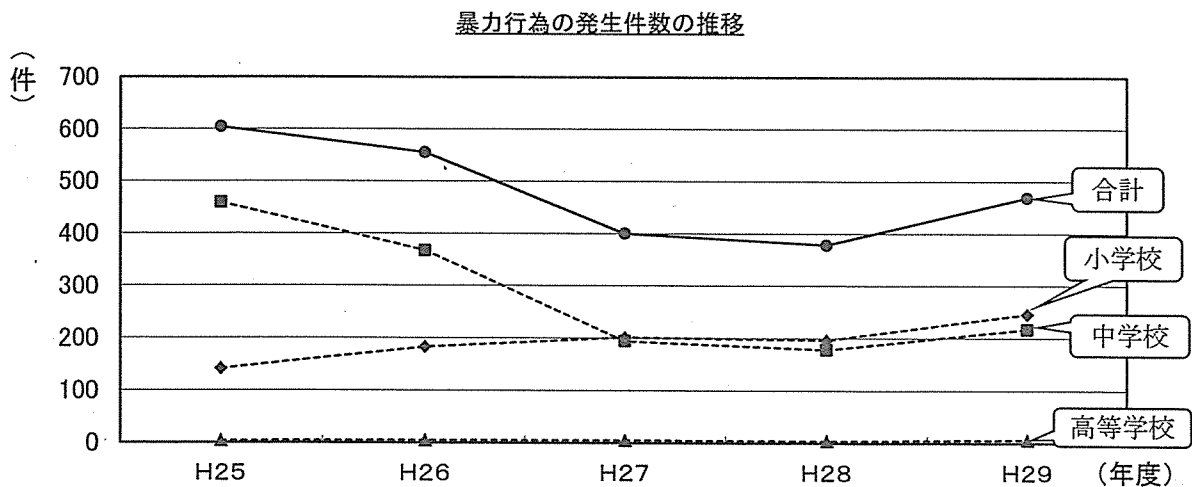
※ 平成25年9月、いじめ防止対策推進法が施行され、いじめの定義が変更されている。
(件)

区分	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	135	367	363	789	1,529
中学校	124	288	201	234	535
高等学校	3	24	12	6	23
合計	262	679	576	1029	2,087

平成29年度のいじめの認知件数は、小学校1,529件、中学校535件、高等学校23件、合計2,087件であり、平成28年度と比較して全体で1,058件増加している。

3 暴力行為の状況

暴力行為とは、児童生徒が起こした暴力行為を指すものとし、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、「器物損壊」の形態に分類して実態把握している。



区分	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	141	183	201	196	246
中学校	459	367	194	178	217
高等学校	4	5	5	4	6
合計	604	555	400	378	469

平成29年度の暴力行為の発生件数は、小学校246件、中学校217件、高等学校6件、合計469件であり、平成28年度と比較して全体で91件増加している。